

国道495号

JR鹿児島本線

古賀市騒音規制指定地図

国道3号

特定工場に係る騒音の規制基準

[単位:dB]

区域の区分	時間の区分	朝	昼	夕	夜間	主な都市計画法の用途地域
		午前6時 ～午前8時	午前8時 ～午後7時	午後7時 ～午後11時	午後11時 ～午前6時	
第1種区域		45	50	45	45	第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域
第2種区域		50	60	50	50	第1・2種住居地域、準住居地域、 及びその他の地域
第3種区域		65	65	65	55	近隣商業地域、商業地域及び 準工業地域
第4種区域		70	70	70	65	工業地域

(注)規制値は、敷地境界線上の値

福津市

九州自動車道



宮崎市

宮若市

古賀ダム

粕屋郡
久山町

粕屋郡
新宮町

0 250 500 1,000m

特定建設作業に係る騒音の規制基準

区域の区分	規制項目	振動 (敷地境界線上)	作業禁止時間	1日当りの 作業時間	同一場所での 作業期間	日曜、休日に おける作業
		第1号区域	85dB以下	午後7時 ～午前7時	10時間以内	連続6日以内
第2号区域	午後10時 ～午前6時	14時間以内		連続6日以内	禁止	

○特定建設作業の規制に伴う地域区分

第1種区域

第2種区域

第3種区域

第4種区域

第1号区域
※なお、第4種区域であっても、学校・保育所・病院・診療所・図書館・
特別養護老人ホーム等の敷地の周囲概ね80mの区域 内を含む